

みのかも

No. 124

平成18年2月15日

編集・発行

美濃加茂市議会

TEL (0574) 25-2111

市議会だより

可茂地域市町村議会議員研修会



11月に開催された可茂地域市町村議会議員研修会（可児市）

主

■ 平成17年第4回定例会の審議結果…………… 2 P

な

■ 委員会審査の概要…………… 3～4 P

内

■ 議会日誌…………… 4 P

容

■ 市政一般に対する質問と答弁…………… 5～20 P

■ 可決された意見書…………… 20 P

平成17年
第4回
定例会

市議会第4回定例会は、12月1日に開会し、12月20日までの会期20日間で開催されました。

1日には、36議案を上げ、報告案件1件については、提案説明、質疑、人件費関係の6案件については、提案説明、質疑、採決、その他の議案については提案説明までを行いました。

8日、9日には、13名の議員が一般質問を行いました。

12日には、合併協議会設置請求に関する意見陳述及び、各議案に対する質疑、委員会付託を行い、8決算案の審査のため、決算審査特別委員会の設置を行いました。

付託された各議案の審査のため、13日に決算審査特別委員会、民生福祉常任委員会、16日に総務文教常任委員会、議会運営委員会が開催されました。

20日には、各議案（継続審査となった「美濃加茂市・加茂郡町村合併協議会の設置について」を除く）に対する委員長報告、質疑、採決、更に追加1議案（意見書1件）に対する提案説明、質疑、採決を行い、定例会を閉会しました。

議案の主な内容と審議結果

報 告	議 案 名	主 な 内 容	審議結果
	専決処分報告について（損害賠償の額を定めることについて）	交通事故における損害賠償の額を報告するもの	報 告
◎ 条例・補正予算	美濃加茂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	人事院勧告に伴う3条例（①市職員の給与に関する条例、②市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、③市常勤の特別職職員の給与に関する条例）の一部改正	原案可決
	平成17年度美濃加茂市一般会計補正予算（第7号）	7,756万6千円の減額、予算総額は170億8,146万7千円	
	平成17年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第1号）	148万8千円の減額、予算総額は39億4,702万円	
	平成17年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第2号）	100万5千円の増額、予算総額は23億1,980万9千円	
	平成17年度美濃加茂市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	861万6千円の減額、予算総額は29億1,621万8千円	
	平成17年度美濃加茂市水道事業会計補正予算（第2号）	収益的支出補正額 63万円、資本的支出補正額 34万1千円	
	美濃加茂市収入役事務兼掌条例について	収入役を廃止し、助役が収入役の事務を兼掌するもの	
	美濃加茂市常勤の特別職職員等の給与の特例に関する条例について	市長、助役及び収入役の給与月額について、条例で定める額から市長10%、助役7%、教育長5%を、平成18年1月1日～平成21年9月10日までの期間減額するもの	
	重要文化財旧太田脇本陣林家住宅隠居家の設置及び管理に関する条例について	国指定の重要文化財である旧太田脇本陣林家住宅の隠居家を一般に公開するために、管理についての条例の制定をおこなうもの	
	美濃加茂市森林公園の設置及び管理に関する条例について	地方自治法第244条の2の改正により、森林公園のうち、みのかも健康の森を指定管理者による管理を行うよう条例の全部改正をおこなうもの	
	太田宿中山道会館の設置及び管理に関する条例について	太田宿中山道会館の設置に伴い、会館の管理を地方自治法第244条の2の規定による指定管理者に行わせるよう条例の制定をおこなうもの	
	美濃加茂市情報公開条例の一部を改正する条例について	誰でも情報公開の請求者となりうるよう改めるとともに、指定管理者についても、公の施設の管理に関する情報公開に必要な措置を講ずる義務を負うことを規定する等条例の一部を改正	
	美濃加茂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	個人情報保護のための罰則規定の新設と、指定管理者についても実施機関と同様の個人情報保護の義務を課す等条例の一部を改正	
	美濃加茂市税条例の一部を改正する条例について	固定資産税の納税通知書の早期発送のために、前納報奨金の計算基礎となる納期前の月数に上限を設ける等条例の一部を改正	
	美濃加茂市ひまわりの家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	地方自治法第244条の2の改正により、ひまわりの家については、指定管理者制度によらず、市が直接管理することとするために条例の一部を改正	
	美濃加茂市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例及び美濃加茂市ふれあいサロンの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	地方自治法第244条の2の改正により、老人デイサービスセンター及びふれあいサロンについては、指定管理者制度により管理を行うために条例の一部を改正	
	美濃加茂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	地方自治法第244条の2の改正により、稲辺、山之上中部及び伊深の処理施設については、指定管理者制度によらず、市が直接管理することとするために条例の一部を改正	
	平成17年度美濃加茂市一般会計補正予算（第8号）	1,952万3千円の増額、予算総額は171億99万円	
	平成17年度美濃加茂市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	360万円の増額、予算総額は1億6,038万2千円	
◎ 決算認定	平成16年度美濃加茂市一般会計歳入歳出決算認定について	各会計の平成16年度の決算の認定をするもの（各会計の決算額については別掲）	原案認定
	平成16年度美濃加茂市国民健康保険会計歳入歳出決算認定について		
	平成16年度美濃加茂市介護保険会計歳入歳出決算認定について		
	平成16年度美濃加茂市老人保健会計歳入歳出決算認定について		
	平成16年度美濃加茂市公共下水道事業会計歳入歳出決算認定について		
	平成16年度美濃加茂市特定環境保全公共下水道事業会計歳入歳出決算認定について		
	平成16年度美濃加茂市農業集落排水事業会計歳入歳出決算認定について		
	平成16年度美濃加茂市東海環状自動車道工事残土処分事業会計歳入歳出決算認定について		
◎ その他	市道路線の廃止について	加茂野168号線の廃止	原案可決
	市道路線の認定について	本郷603号線ほか11路線の認定	
	市道路線の変更について	本郷595号線ほか2路線の変更	
	市営土地改良事業（牧野地区）の計画変更について	市営土地改良事業について、計画変更の議決を土地改良法第96条の3第1項の規定により求めるもの	
	岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について	構成地方公共団体の配置分合に伴う加入及び脱退等に関する改正（平成18年3月27日から養老郡上石津町、安八郡墨俣町が大垣市へ編入）	
	岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町村数の減少等に関する協議について	構成地方公共団体の配置分合に伴う加入及び脱退等に関する改正（平成18年1月1日から羽島郡柳津町が岐阜市へ編入）	継続審査
	可茂広域行政事務組合規約の一部を改正する規約について	共同処理する介護認定審査会事務の解消に伴う規約の改正	
	美濃加茂市・加茂郡町村合併協議会の設置について	市町村の合併の特例等に関する法律第3条第1項の規定により、合併協議会の設置について議決を求めるもの	
◎ 議員提出議案	少人数学級の実現及び義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書について	別掲（20ページ）	原案可決

委員会審査の概要

地方特例交付金

決算審査特別委員会

問 地方特例交付金の内容は、この交付金は、平成11年度からの恒久的減税の実施に伴う、地方税減収分の一部を補てんする目的で制度化され、平成16年度は、個人市民税所得割分 2億4,300万円、法人市民税法人税割分 1億4,600万円から、市たばこ税増収分を控除した額が交付された。

答 ウェイトが高い市内大手企業5社の一部企業からの税収減額が主に影響している。

問 首都機能移転誘致とリア中央エキスプレス建設促進等の事業を継続する意義は。

答 各事業における状況は厳しいが、圏域のメリットも考慮し、事業に参画している。

問 自治会等を通じて配布されるチラシ等の情報を広報誌に一本化できないか。

答 現在、広報誌の締め切り

問 今後の発行の一月前に間に合わない、急ぎの情報をチラシ等で同時に配布している。必要な情報は広報誌に掲載することを原則としているので、今後も資料配布物を少なくする形で、わかりやすい編集に努めていきたい。

問 工事検査の実施方法と下水道関連道路復旧工事の進捗状況及び施工期間は。

答 工事検査は、製品検査を含めた、施工途中の段階確認検査と完成検査において、瑕疵が発生しないよう十分に確認している。また、下水道関連での道路復旧工事について、進捗率は約60%であり、施工期間は、原則として、下水道工事完了から概ね1〜2年後である。

問 子育てサロンの職員体制とファミリースポーツセンターでの依頼内容、また、保護者等を対象にした交流の場を数多く設置できないか。

答 サンサンルームは、平日に嘱託職員一名を配置する体

制となっており、サポートセンターでは、保育園通園時の支援依頼が最も多い。また、交流の場については、現在、加茂野町の児童館、太田第二保育園の子育て支援センター、保育園の園庭開放等で対応している。

問 普通教室の冷暖房化は。また、登下校時の安全対策は。

答 普通教室の冷暖房化は、財政上の面から、空調の予備配管工事に留まっており、いづれか一校で実施するテストケースについては、今後の検討課題としたい。

また、登下校時の安全対策については、先般の事件後す

ぐ、下校時に職員が同行した学校もあり、現在は、子ども達の目線にたった安全マップを、子ども、職員、PTAを中心にして作成するよう努めている。

なお、緊急を要する危険箇所については、通学ルートの変更も検討している。

問 財政状況が厳しい状況の中で、「自己決定、自己責任の



親子で気軽に利用できる、子育てサロン・サンサンルーム

平成16年度歳入歳出決算額

一般会計	公共下水道事業会計
歳入 18,933,730,107円 歳出 17,479,477,058円	歳入 3,709,588,399円 歳出 3,609,459,942円
国民健康保険会計	特定環境保全公共下水道事業会計
歳入 3,921,523,981円 歳出 3,519,592,996円	歳入 513,616,255円 歳出 487,472,807円
介護保険会計	農業集落排水事業会計
歳入 1,906,116,397円 歳出 1,751,391,358円	歳入 153,001,759円 歳出 146,476,490円
老人保健会計	東海環状自動車道工事残土処分事業会計
歳入 3,801,397,978円 歳出 3,796,080,959円	歳入 1,290,657,274円 歳出 427,832,506円

地方自治の実現に向けた努力を行っていくことが求められる」との意見に対する所感は。

答 国の財政も厳しい中、三位一体の改革も進められ、今後は、画一的な行政運営ではなく、特色的なまちづくりを進めなければならず、特別会計も含め、堅実な財政運営に努めていきたい。

収入役 事務兼掌条例

総務文教常任委員会

問 収入役廃止による会計事務の職務体制は。

答 現金の取り扱い減少や会計事務の電算化等により、収入役の事務量は軽減されており、他市においても、会計担当職員の増員は行われておらず、収入役廃止に伴う負担は少ない。

このため、助役が収入役事務を兼掌する。

問 業務の民間委託が増加傾向にある現状での、個人情報管理体制は。

答 指定管理者制度に移行する際には、施設の設置及び管理に関する条例の制定と管理者の決定において議会の議決を必要としており、個人情報保護については、手続きに関する条例や協定書等においても、細部に亘り公務員に準じた責任を明記することにより、個人情報情報を適切に管理できよう、万全の対策を講じていきたい。

森林公園の 設置・管理条例

産業建設常任委員会

問 さくらの森を指定管理者制度を活用せず市で管理することになった理由は。

また、今後の管理体制は。

答 健康の森と比較し、食堂やバーベキュー等の管理施設が少ないことが主な理由である。今後の管理方法については、地元則光の生産森林組合に清掃部分のみを継続して管理していただき、建物の使用や入園者の対応については、管理者



数千本の花と散策路が整備されている「さくらの森」

との連絡を密にし、必要に応じて現場確認をしていきたい。

問 設計監理測量を行なう神明森山線改良工事の概要は。

答 延長は840メートル、幅員は16メートルで両側に3メートルの歩道と1.5メートルの植樹帯を設置する計画となっており、事業費は約18億円程度を見込んでいます。

また、事業期間については、本年度に現況と建物調査等を行い、平成18年度から20年度までに用地買収、平成20年度までに工事をを行う計画である。

ひまわりの家設置・ 管理条例の一部改正

民生福祉常任委員会

問 ひまわりの家の今後の運営方法は。

答 施設管理部門については市の直営とし、実質的な指導・運営については今までどおり社会福祉協議会に委託をしていく。

問 児童手当の支給期間が平成18年4月から現行の3年生から6年生までに拡充されるとの見通しに対する所見は。

答 国等の改革、国・県・市町村の負担割合の変更にによる市の負担増に関する情報等を的確に掴んで予算にも反映させていきたい。

問 デイサービスセンター2箇所年間利用者数と指定管理者制度採用によるメリットは。

答 すこやかタウン美濃加茂デイサービスセンターの利用者数は、5,920名、みのかも西デイサービスセンターあじさい利用者数は、4,155名となっている。

また、指定管理者制度のメリットについては、開館日や開館時間について弾力的な運営ができることと考えている。



多くの高齢者が利用するデイサービスセンター

議会日誌

11月

- 15日 神奈川県厚木市議会行政視察来市
- 17日 議員全員協議会
- 18日 少子化対策特別委員会協議会
- 中濃十市議会議長会（関市）
- 28日 美濃加茂市・富加町中学校組合議会定例会（富加町）
- 29日 議会運営委員会
- 中濃地域農業共済事務組合議会定例会（関市）

12月

- 1日～20日 市議会第4回定例会
- 21日 少子化対策特別委員会協議会
- 26日 可茂地域一部事務組合臨時会（可茂衛生施設利用組合、可茂公設地方卸売市場組合、可茂広域行政事務組合、可茂消防事務組合）

1月

- 18日 長野県駒ヶ根市議会行政視察来市
- 24日～25日 少子化対策特別委員会行政視察（沼津市他）
- 27日 宮城県登米市議会行政視察来市
- 31日 千葉県流山市議会行政視察来市

2月

- 2日 日本ライン議長協議会（各務原市）
- 3日 岐阜県市議会議長会議（羽島市）
- 7日 佐賀県多久市議会行政視察来市
- 10日 可茂地域市町村議会議長会議（御嵩町）
- 議会運営委員会
- 15日 経済活性化特別委員会行政視察（掛川市他）

市政一般に対する質問と答弁

要旨

市長の政治姿勢

問 所信表明中「基本的に川合市政を継承しつつ、市民の目線で総点検する」ことの具体的な内容は。

答 第4次総合計画の各プロジェクト事業は基本的に継承しつつ、その計画に則って実施されている個別の具体的な事業について、市民の目線で無駄、無理、ムラのない事業かどうかを総点検していくという考えである。

市長として市政の舵取りに携わり、3ヶ月弱が経過したが、行政の守備範囲は非常に広く、未体験のことも多くあつて、日々が勉強という毎日であるが、市民の満足度を向上させるように、共生(ともいき)という考え方を基本として、市役所が組織としての力を十二分に発揮できるようにしていくこと、私の使命だと考えている。

問 古田県知事が行なった県の機構改革に対する所見は。また、市の行政組織の見直しは。

答 県が断行された組織改革は、政策本位、分りやすさ、スリムという3つの視点で検討されたことであり、県民にとってわかりやすい、事務処理のスピーディさを目指したもので、有効な改革であると感じている。

市としても、市民に便利、市民にオープン、市民が納得の市政運営を推進していくための組織体制となっているかどうかを点検し、見直すべきところは見直しを図っていきたい。

問 社会経済情勢の変化に対応するために第4次総合計画の見直しや、第5次総合計画の策定を行なう考えは。

答 第4次総合計画は、平成12年度から21年度までの10ヶ年の計画であり、現在、6年を経過しているが、来年度、主要な事務事業については、政策点検を予定しており、そ

の結果をよく検討し、第4次総合計画の見直しを考えたい。

また、第5次総合計画の策定については平成22年度を予定しているが、第4次総合計画見直しの関係と合わせて考えていきたい。

問 地域間格差をはじめとするさまざまな格差是正に対する所見は。

答 行政が果たすべき業務において、格差が生じることは決して好ましいことではなく、今後とも、格差解消にむけて市政を運営していきたい。

また、情報通信格差として、三和・伊深地区の一部では、携帯電話が通話できない地域があるため、国へも補助事業の申請を毎年行っているが、今後とも強く各事業者への要望を重ねていく。

問 少子化対策推進本部の設置は。

答 県は今年4月の組織改正で、総合企画部内に少子化に対する企画立案を担当する部

署を設け、部局横断的な推進体制を構築する意向とのことであり、市としても「少子化対策推進本部」の設置を含め、組織体制の点検の中で検討していきたい。



問 本年度中に提出することになっている平成21年度までの5年間の具体的な取組みを明示した「集中改革プラン」に対する本市の取組み状況は。

答 現在、本市が推進してきた行政改革大綱に基づいて、集中改革プランの8区分について、まとめている最中である。平成18年1月に開催予定の第2回行革市民会議において、素案を審議いただき、市議会にも提示した後、3月にはホームページ等で公表していく予定である。

問 三位一体の改革に対する所見は。

答 今回の改革では、補助負

担金の削減と税源移譲については一定の方向がつけられたものの、地方交付税の改革については、今後国の予算編成を通じて具体的な調整が行われるところであり、平成19年度以降の第二期改革に期待をしている。

新年度予算編成

問 三位一体改革に伴う財政面への影響は。

答 去る11月30日に政府・与党により決定された内容(児童手当や児童扶養手当の市負担割合の変更等)によると、本市への影響額の合計は、約9,880万円、平成16・17年度の影響額約1億5,360万円を加えると、平成18年度の影響額は約2億5,240万円となるが、平成18年度までは、所得譲与税と普通交付税により精算されることから直接の影響はない。ただし、平成19年度以降については、現在国において税制改正の議論がされているように、所得税から住民税に税源移譲がされることから、現段階では把握出来ない状況にある。

問 政府の増税政策が与える市財政への影響は。

答 税制改正により既に確定され、平成18年度から適用されるものとして、同一世帯の妻の均等割課税、老年者控除の廃止、65歳以上の公的年金等控除額の改正、定率減税の税率縮小等があるため、市財政へは、約1億9千万円の増収が見込まれる。

問 経済情勢の見通しと市財政への影響予測は。

答 日本経済は、バブル崩壊後の負の遺産から脱却し、民間需要中心の緩やかな回復が続くものと想定されており、日本経済新聞社が11月に集計した主要企業の冬のボーナス調査によると、バブル期以来の高い伸びになると報じており、本市では大手製造業が立地していることから、市民所得の向上に結びつかないかと、期待をしている。

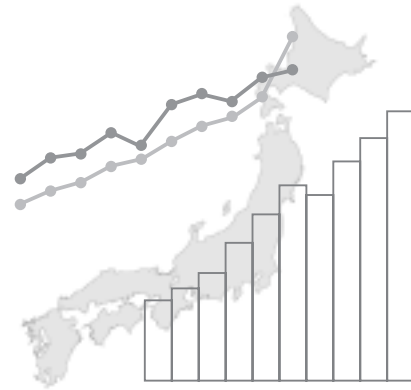
また、個人市民税は平成9年度をピークに減少を続けているが、平成18年度では増額になると予測している。

問 当市産業界の空洞化の状況は。また、市内企業の増資、増設計画は。

答 わが国の製造業は、国内

の事業所の減少が続くなど、空洞化に歯止めがかかっていない状況といわれているが、市内の事業所については、空洞化の影響は少ないと考えている。

また、市内企業の増資・増設については、工場誘致推進委員会へ指定申請又はその事前協議のあった、(株)ヤマザキマザック美濃加茂工場等の増設が予定されている。



問 新年度予算編成の基本的な考えは。

答 基本的には川合市政を継承しつつ、市民の目線で総点検し、今まで培ってきた民間人としての経営感覚を取り入れながら、自立した美濃加茂の実現、将来にわたって持続・発展していくためのまち

づくりを基本とし、本市が、市民にとって住みやすいまち、市外の人からは住んでみたいまちと言われるような、「人いやさしいまちづくり」に向け健全財政を堅持していきたい。

億円を超えると予測している。また歳入見通しについては、個人市民税では、税制改正による老年者控除の廃止、定率減税の2分の1廃止等による影響で、約1億9千万円の増額を見込んでいる。

問 今年度の税収見込みと新年度の税収見通しは。

答 今年度は法人市民税の落ち込みはあるものの、個人市民税、固定資産税等の増収により、当初予算の72億円は確保できると見込んでいる。

平成18年度の見通しについては、公的年金等控除額の見直しや定率減税の縮小などにより個人市民税については引き続き増収を見込んでいるが、法人市民税の減収、固定資産税では評価替えに伴う下方修正により、土地・家屋ともに減収と見込んでおり、トータルでは、平成17年度当初予算と同額の72億円ほどになる見通しである。

地方交付税の見通しについては、総務省が行った平成18年度地方財政収支の8月仮試算によると、地方税の増収が見込まれるため、出口ベースの交付税は前年度比2.7%減の16兆4,419億円となっているが、本市の地方交付税への影響額については、平成17年度結果に基づいての単純計算で、出口ベースの減で約5千万円、投資的経費の3%減で約8千万円、給与関係経費で約2千万円の合計1億5千万円程度の影響額になると予測している。

問 平成18年度の財政規模と歳入見通しは。

答 財政規模としては、旧シユロスの改修事業を始め、学校給食センターの用地買い戻し、西畑正理線、市道神明森山線、山之上小学校増築など大型事業が予想されることから、一般会計の予算規模としては、170

り行財政運営の上で必要な財源として確保しなければならないところであるが、できる限り抑制の方向で努めていきたい。

問 各種団体への補助金や自治会要望への対応は。

答 今後も補助制度の内容と、補助効果などを見極めながら予算編成の中で廃止・縮減に努めなければならないと考えているため、ご理解いただきたい。

問 公共料金の取り扱い。受益者負担金の原則による

また、毎年多くの自治会から、生活関連道路の改良、舗装、側溝改良の整備要望があることは認識しているが、平成18年度についても厳しい予算編成になると考えており、最大限予算枠の確保に努めていきたい。

問 シティホテルの減額貸付は。(株)シティホテル美濃加茂との賃貸借契約の貸付期間は今年度末までとなっており、不動産鑑定士による鑑定評価を行い、来年度予算の算定に間に合うように協議を進めていきたい。

問 前立腺がん検診の積極的な推進は。

答 知識の普及と検診の啓発に努めるとともに、検診方法を改善するなど、より受診いただきやすい検診となるよう図っていく。

問 前立腺がん検診の積極的な推進は。

答 知識の普及と検診の啓発に努めるとともに、検診方法を改善するなど、より受診いただきやすい検診となるよう図っていく。

問 前立腺がん検診の積極的な推進は。

答 知識の普及と検診の啓発に努めるとともに、検診方法を改善するなど、より受診いただきやすい検診となるよう図っていく。

問 防犯灯電気料を市で全額負担する考えは。

答 来年度予算編成の中で、対応を検討していく。

問 旧シユロスの整備計画の内容は。

答 1階には保健センター部（床面積977㎡）と、子育て支援センター部（床面積272㎡）を整備し、現在の保健センターに不足している待合ロビーや健康管理指導のための個別指導室、保健予防対策を進める上での内科検診室、その他、生活習慣病等の対策で栄養指導室等を受け、より健康管理指導体制を充実していきたいと考えており、2階については、多目的コミュニティ施設（床面積1,350㎡）として、市民や各種団体の要望を取り入れながら、各種会議、講演会等をはじめ、NPOやボランティア団体が活動できる施設にしたいと考えている。

また、交差点改良と進入路のアクセス関係の整備については、供用開始予定の平成19年秋には、解決できる方向で調整中であり、周辺整備や河川敷との一体的利用については、今後、地権者と協議し、木曾川を生かした自然公園的な緑

地として検討していきたい。

問 旧シユロスの改修計画を見直す考えは。

答 現状の保健センター機能の充実、施設の拡充、駐車場の確保の早期解決を図るために、現段階では旧シユロスが最もベターと考えている。

平和行政

問 青少年ピースフォーラムへの参加生徒数の増員は。

また、市内の戦争・平和資料の収集と展示は。

答 青少年ピースフォーラムには、平成16年度に2名の中学生が参加され、平成17年度には3名の中学生に参加していただいております。その結果は広報紙、今年10月1日号に掲載し、広く市民の皆さんにも平和の尊さ、大切さをお知らせしているところである。

戦後50年を迎えた平成7年には、「平和を祈願する市民のつどい」を文化会館で開催し、講演会とともに写真展や思い出の品物の展示コーナーなど、市民の皆さんとともに世界の恒久平和についても考えてき

たところである。

また、私（市長）自身の誕生日が昭和20年8月6日（広島に原爆が投下された日）であることや、当市における外国人の人口が全人口の約1割を占め、共生とは何かが問われている今日でもあるため、今一度、平和宣言都市として、市民の方々とともに世界の恒久平和の尊さについて様々な角度から考えていきたい。



ピースフォーラムに参加した中学生

行財政・機構改革

問 「事業仕分け」による行財政の効率化は。

答 自治体の事業仕分けとは、現在行っている業務を「要／不要（民間に任せられるものも含む）」、誰がやるべきか（国や都道府県か市町村か）という仕分けをしながら、事業の推進をしていく方法であり、構想日本という学者などが集まったシンクタンク組織のNPOが提唱し、現在十数の自治体から実施している。

来年度においては、現在の事務事業について、政策点検を実施する予定であり、これらの方法も今後よく検討していきたい。

問 広告事業の推進による新たな財源の確保は。

答 自主財源を確保するため、市が発行する冊子類や車両などを広告媒体として活用しようとする自治体もみられ、得られた広告料収入は、冊子類の印刷費や車両の整備費に充てるなど、厳しい財政状況の中にあつて、それぞれ、有効に活用されているとのことである。

岐阜県下21市の広報会議においては、広報紙面などへの広告宣伝も議題とされているが、現在のところ、未実施若しくは検討中という状況にある。本市においても、来年度、

あい愛バスの運行見直しを計画しており、その機会に検討するなど、今後、効果的な広告等のあり方を総合的に考えていく必要があると考えている。

問 公用車両の集中管理方式による省エネルギー化と職員の交通事故防止策は。

答 稼働率20%未満の車両を対象にした減車や、普通車から軽自動車への切り替え等を行っているが、今後も、集中管理により、省エネルギーと稼働率の向上に一層努めていく。

職員の交通事故防止については、毎朝各課で行うモニタリングミーティングでの安全運転の呼びかけや、市職員交通安全対策協議会から全職員に薄暮時の早目のライト点灯など安全運転を徹底したところであり、今後も事故防止に万全を期していきたい。

問 地区公民館をまちづくり推進室の所管にすることはできないか。

答 10箇所の地区公民館のうち6箇所については、連絡所長が地区公民館長を兼ねているという面や、連絡所と地区公民館が併設されているという面からの視点も含め、今後よく検討していきたい。

問 「声のドラマの会」10周年にあたり朗読のまちとしてアピールしていく考えは。

答 地域の特性を活かした個性あるまちづくりは、地域の活性化にも大きな影響を与えると同時に、地域が元気になる要素として、地域独自の文化等を全国に発信し、その活動の拠点となっていくことも必要である。

来年度には、「声のドラマの会」も創立10周年を迎えられるため、会員の方々とも連携を図りながら、情報を発信していくことは、大切なことだと考えている。



12月に開催された「第9回朗読フェスティバル」

問 文化の森の調理室を拡張する考えは。

答 費用的な問題もあり、大きな工事をするのが難しい

ため、内部の調理器具や備品の配置を今一度検討し、より使いやすいスペースにしていきたいと考えているが、中央公民館の調理室等、広域的な施設の使用もお願いしていきたい。

市町村合併

問 合併協議会設置請求に対する所感は。

答 平成16年11月に実施した市民意向調査の結果は尊重しなければならぬと考えているが、市町村合併は、本市の将来におけるまちづくりのためのものであり、今後とも、いろいろな機会を通じ、市民の方々と議論を深めていく必要があると考えている。

問 合併協議会設置案を本市議会が否決した場合の対応は。

答 議会での決定を尊重するとともに、市民にもご理解を頂きたいと考えている。

しかし、仮に議会で否決された場合でも、本市の将来におけるまちづくりのために、この市町村合併は、さらに議論を深めていく必要があると考えている。

問 新合併特例法に対する県の考えは。

答 知事のあつせん、調停、勧告等の権限には、構想の策定や審議会の設置が必要であり、岐阜県においては、これらが、現在のところ定められていない。

また、岐阜県知事の見解としても、「市町村の自主性を尊重し、当面、地域からの自主的な合併の高まりにより検討する。」とされている。

問 新合併特例法による地方交付税や合併特例債の実態は。

答 新合併特例法の基でも、新市町村合併支援プランが策定されており、これによると、地方交付税のうち普通交付税としては、「平成17年度又は18年度に合併した場合は合併後9カ年度、平成19年度又は20年度に合併した場合は合併後7カ年度、平成21年度に合併した場合は合併後5カ年度、それぞれ合併がなかったものと仮定して毎年算定した普通交付税の額を全額保障し、その後5カ年度激変緩和措置を講ずる。」とされている。

合併直後の臨時的経費に対する財政措置としては、「行政の一体化に要する経費、行政水準・住民負担水準の格差是

正に要する経費を普通交付税で措置する。」とされている。

また、特別交付税としては、合併支援のための公債費負担の格差是正に係る財政措置として「合併前市町村における旧市町村間の公債費負担の平準化を図るため、公債費負担の格差是正のために要する経費に対して、特別交付税措置を講ずる。」とされ、更に、合併準備経費に対する財政措置として「合併協議会への負担金、合併前に要する電算システム統一等の合併準備経費及び合併以降経費について特別交付税措置を講ずる。」とされている。

一方、合併特例債については、旧法で設けられていたこの制度は廃止されているため、新法では、合併特例債での起債はできないこととなっている。

問 可児市などの二市二郡の合併や、新しい枠組みの合併に対する考えは。

答 二市二郡の合併については、平成13年5月に可茂地域の二市二郡において市町村合併研究会が設置され、平成14年5月に解散されるまで、1年間ほど、合併に向けて協議がなされたが、最終合意にまで至らなかった経緯があり、新しい枠組

みについても、いろいろな意見があることは承知している。

ただ、合併については、本市の将来におけるまちづくりのために、今後とも市議会をはじめ市民の方々と、さらに議論を深めていく必要があると考えている。

公務員削減

問 小さな政府論に対する所見は。

答 11月に経済財政諮問会議から「総人件費改革基本指針」が示され、公務員の総人件費について、定員の大幅な純減と給与制度改革を強力に推進することにより、大幅に人件費を削減していくとされたことは承知している。

当市としては、今までにある程度の人員を削減してきているため、国が目安としている削減率を達成するのは、非常に難しい状況となっているが、経費の節減は今日的課題であり、これらへの対応も必要なことは事実である。

国や市にとっても、今の経済状況では歳入面において、

大きく増えるという状況にはないため、それに合わせた行政運営をよく検討していかなければならぬと考えている。

問 合併した新市の職員削減計画に対する所感は。また、本市が合併した場合の職員削減の見通しは。

答 合併した高山市においては、職員の動向、地域性や仕事量を考慮し、400人の削減計画となっているが、30歳の勸奨退職についても、高山市の現状を考慮してご決定されたことであり、それに応ずるかどうかは職員の考えが尊重されていると認識している。

答 職者数は。また、市政への影響、課題に対する取組みは。

答 本市の団塊の世代(昭和22年から24年に生まれた世代)の人口は、2,500人ほどであり、この世代が占める個人市民税の課税対象者数は、全体の7.4%、税額としては、全体の11.8%を占めており、新たな課税対象者を見込んで、この世代が退職されることは、市税収入の上からも、大きな影響があると思われる。

問 団塊世代の市職員の退職による財政面での影響は。また、今後の職員採用計画は。

答 団塊世代の職員の退職は、平成19年は7人、20年は13人、21年は6人となり、2007年(平成19年)から10年間では130名余りの職員が定年を迎え、全体の3分の1を超える職員が退職していく状況となっている。

問 退職金増加などによる財政問題については、当市は岐阜県市町村職員退職手当組合に加入しており、組合が事務を共同処理することによって、効率的かつ確実な資産運用を進め、将来を見据えた健全な財政運営に努めているところである。

答 退職金増加などによる財政問題については、当市は岐阜県市町村職員退職手当組合に加入しており、組合が事務を共同処理することによって、効率的かつ確実な資産運用を進め、将来を見据えた健全な財政運営に努めているところである。

問 平成21年5月にスタートする裁判員制度に対する所見は。また、制度の周知・啓蒙活動は。

答 この制度は、多くの国で採用されており、我が国の裁判の歴史において画期的なものであるとともに、定着していくことで司法に対する国民の信頼が一層高まるものと考えている。

2007年問題

問 当市在住の団塊世代の退

採用計画を立てていく。

裁判員制度

今後は、この制度が施行されるまでの間に、国とともに制度の啓蒙を図りながら、この制度についての正しい知識と、理解を深めていただけるよう努めていきたい。



選挙公報と投票時間

問 選挙公報を発行することの意義は。また、発行に対する検討状況は。

答 選挙公報は、候補者の経歴や、候補者がどんな人であるか、何を訴えているのか等の政見を比較する一つの手段として大きな役割を果たし、有効な方法であると認識している。

現在、選挙管理委員会においても検討していただいているが、結論が出ていない状況である。

問 発行することの問題点及び対応策は。

答 市議会議員選挙や市長選挙においては、選挙期日の7日前に告示となり、告示以降に選挙公報を受付、選挙期間の中で公報を作成し、遅くとも選挙期日の2日前までには、選挙公報の全戸配布を完了しなければならず、不測の事故があつてはいけないことから、仮に選挙公報を発行する場合には、選挙管理委員会の職員体制を含め、相当綿密な計画が必要と考える。

問 また、現在、国政選挙については、政党が国政に関する重要政策等を記載したパンフレット等を選挙運動のために頒布することが認められているが、地方選挙においては、一定部数の通常はがきの頒布が認められているだけであり、こうしたことから、市長会を通じて、地方選挙においても候補者が選挙運動のために、マニフェストを頒布することができるよう公職選挙法の一部を改正するよう、強く要望しているところである。

問 県内市町村の発行状況と効果は。

答 市町村長の選挙では46市

町村中10市町村、市町村議会議員の選挙では9市町村で実施されている。

問 また、効果については、具体的なことは聞いていないが、選挙民が投票するときの一つの判断材料として有効になるものと考えている。

問 選挙公報の発行に伴う経費の概算は。

答 議員選挙、市長選挙とも印刷経費については多少の差はあるものの、配布費用については、他市の状況を参考にすると約120万円から150万円程度と見込んでいる。

問 どんな選挙においても、正確かつ公正な選挙執行が求められているため、選挙公報の発行については、今後とも慎重に検討をしていきたい。

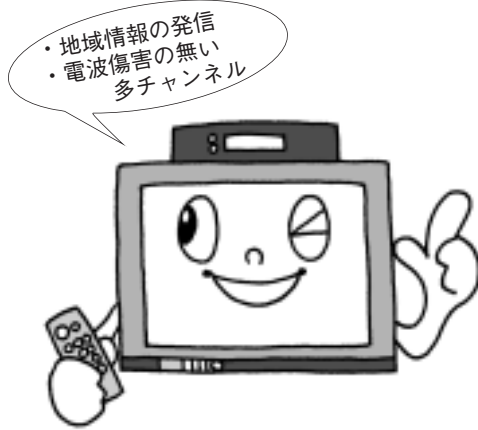
問 投票時間の繰上げを行う考えは。

答 公職選挙法では、午前7時から午後8時まで投票所を開いていることを大前提としていることから、選挙管理委員会としては、現在のところ特別な事情が無い限り、投票時間の繰上げは考えていない。

ケーブルTV

問 デジタル放送移行への周知策は。

答 アナログ放送の画質であるが、現在のテレビでデジタル放送を視聴できる点がケーブルテレビのメリットでもあるため、今後、広報などを通じて、周知していきたい。



問 ケーブルテレビ工事の見直しは。

答 第1期工事区域とされたいた太田・古井地区については、平成17年8月から9月にかけて、説明会が30回ほど開催されており、申込みの多かった

地区から、順次(4月から)開局され、ここを拠点として順次拡大していく予定と聞いている。

問 第2期、第3期工事区域については、第1期工事区域における加入率が当初予定していたより低かったことが影響し、採算性との関係から少し遅れる可能性もあるが、何とか加入促進を図り、できるだけ計画どおりの日程で施工するよう要望していきたい。

問 初期費用に対する助成制度は。

答 ケーブルテレビに加入するには、初期費用として加入料と工事費が発生するが、今回、サービス開始が決まった太田・古井地区では、本年3月までに加入されれば、工事費の無料化などの事業者による販売促進の特典があるため、それを利用していただきたい。

問 地域情報サービスの計画内容は。

答 ケーブルテレビ事業者が自主的に行う番組と、市が委託して放映する番組の二つがあり、ケーブルテレビ事業者としては加入率を増やす最も重要な番組は、地域情報番組であることを認識しており、

お祭りや運動会など、積極的に地域情報を発信していくことを考えている。

問 市としては、今後、動画による広報としてケーブルテレビを活用したり、洪水警報や大雨警報時に、市の防災サイトの情報を放映するなどを検討していきたい。

問 共聴アンテナ地域の対応は。

答 三和・伊深地区は、共聴アンテナによるテレビ受信が多い地域であり、今後、デジタル放送への移行に当たっては多額な設備の設置が必要になるため、ケーブルテレビへの加入が非常に好ましいと考えている。

問 三和・伊深地区に対する説明会等は、事業者側としては、平成19年頃を予定していると聞いているが、その前にも、共聴組合と事業者との協議が必要と思われるため、今後、調整をしていきたい。

救急救命対策

問 A・E・D(自動体外式除細動器)を導入する考えは。また、救急救命法の普及促進は。

問 導入については、新年度の予算編成の中で、対応を検討させていただきたい。

答 また、救急救命法の普及促進については、今までにも多くの方が講習会に参加していただいております。今後、応急手当普及講習を中消防署に協力いただき、より多くの市民の方に、受講していただけるよう努めていく。



A・E・Dの使用方法を説明する消防署職員

安心・安全なまちづくり

問 悪質商法への対策は。

答 被害を未然に防止するために、市民への情報提供とし

て、広報によるPR、インターネットを利用した市のホームページでの情報提供、出前講座での呼びかけ、チラシ・パンフレットでの啓発、同報無線による呼びかけ等を行っている。

また、被害にあった方や不安に思われる事案のある方などの相談窓口として、平成16年の7月からは生活安全推進員を配置し、相談者から大変感謝されているところである。

今後、警察や消費生活センターとの情報交換を密にして、啓発活動に努めていく。

問 今年度の生活安全推進協議会の開催は。

答 下校時に幼い子どもの命が奪われるという悲惨な事件がおきている中で、各校区にある、ふれあい安全サポーターやサポートチーム、生活安全推進員、加茂警察署員らの活動とともに、学校やPTAなどが連携して、校区ごとに子どもの安全対策を講じているが、全市的に防犯・防災対策に取り組んで頂く必要があるため、早急に会議を開催したい。

問 公用車での防犯啓発は。

答 現在「防犯パトロール中」

と大文字で表記した、マグネット式のものや発注しており、納品され次第、啓発活動に活用していく。

教育問題

問 文字・活字文化の振興策は。

答 平成17年7月に成立した文字・活字文化振興法は、日本語の乱れと読書離れを危惧し、日本語が日本文化の基盤であることを訴えており、特に、ITが日常生活に浸透している今、重要な意義があると考えている。

現在、本市では朗読活動も定着してきたが、公共図書館が中心となつて、「美濃加茂市子ども読書活動推進計画」策定を進めており、この計画をもとに、学校・家庭・地域が連携して、本に親しむ環境づくりと読書活動の充実にも努めていきたいと考えている。

今後、このような市の特色と実態、それに基づく読書計画を作成し、この法の趣旨を大いに生かした、教育・文化のまちづくりを進めていく。

問 学校の安全対策は。

答 児童生徒の安全確保は極めて重要な問題であり、市としては、ふれあい安全サポーターの各校1名配置、学校地域サポートチームの活動、防犯ブザーの購入補助などの施策を引き続き進めていく。

学校においては、通学路の再点検や子ども目線での地域安全マップの作成、不審者対応訓練や連れ去り防止教室、電子メールによる不審者情報の配信などの取り組みや、低学年の集団登校も進めていく。

また各校においては、学校・PTA・関係団体による「防犯ネットワーク」や「見守り隊」を組織し、活動しているが、学校・家庭・地域が一体となつて一層の安全確保に努めていく。

問 学校評議員や学校評価制度の効果は。

答 本市では、すべての学校に学校評議員を置いており、学識経験者・児童福祉関係者・PTA代表・地域教育関係者など各校5名の評議員を市教育委員会から依頼し、年3回の定例会や随時の学校訪問、授業参観をもとに、学校

の実情を具体的に把握していただき、その意見を学校経営に生かしている。

学校評価については、自校評価の他に、子ども、保護者、地域の方々からの意見を生かす外部評価も各学校において何らかの形で実施している。

評価対象者や公表の方法については様々であるが、今後わかりやすく公表していきたい。

問 児童生徒の地域活動参加は。

答 「フロム0歳プラン」の一つに、子どもたちが、地域社会の「ひと」「もの」「できごと」に触れて、学校で学んだことを実践したり、見方や考え方を広げたり、豊かな心を育てようとする「面による教育」を掲げており、現在、地域の運動会や敬老会に小学生や中学生の参加が増えてきた。

また、地域行事に小学生合唱団が参加したり、高齢者のパソコン教室へ、中学生がサポーターとして参加するなど、その輪は広がっており、地域社会に出かけたり、地域社会の力を学校教育に生かすことを一層推進していきたい。

問 可茂地区に養護学校を新設することはできないか。

答 特別支援教育の一つである養護学校がないのは県内で可茂地区だけであり、該当児童生徒は近接地区や遠方の養護学校に通学したり寄宿したりしているのが現状である。

地区教育長会では討論を重ね、本年度は、関係市町村で「県立特別支援施設設立委員会」を設置し、県に要望したところであり、今後も施設の設置実現に向け、努力していきたい。

問 外国籍児童生徒の数は。

答 現在、小学校121名、中学校40名の合わせて161名が市内の小中学校に通っているが、景気の変動にともなう外国人の増加とともに今後児童生徒は増加の傾向にあると考えられる。

問 外国籍児童を支援するための市単独講師の増員は。

答 現在、6名の指導員を配置しているが、内訳は、来日直後または外国人学校からの転校などで、日本語が理解できない子どもたちに日本語を教える、「共生学級エスペランサ」指導員が2名、少し日本語ができるようになった児童生徒を指導するために学校を巡回す

る指導員が4名となっている。今後は、県からの外国籍児童支援講師の派遣を見ながら、市の増員も検討していきたい。

問 少人数学級実施の見通しは。

答 近い将来、県として小学校低学年に35人学級編成を実施する見込みであると聞いている。

市としては、小学校中学年及び高学年、中学校においても、1学級35人を超える学年については、まず少人数指導の拡大を考えている。

問 少人数対応の市単独講師の増員は。

答 少人数指導の充実ということで、35人学級編成になる小学校と中学校に、数名の市費負担講師の配置を検討していきたい。

問 学校との連絡を密にするために校内電話の回線拡充と学校用携帯電話を設置する考えは。

答 校内の電話については、特に、始業前に電話がつながりにくいという問題があり、今後学校との連絡がスムーズに行われるよう、電話回線の増設等を考えていきたい。

また、学校用携帯電話については、教育委員会、共用

の貸出用携帯電話を設置する対応を考えていきたい。

問 土曜日や日曜日における子どもの居場所（ハロースペース）づくりの推進は。

答 地域の教育力を生かし、休日の子どもの居場所をつくるとともに、世代間の交流を通して思いやりの心を育てる意味合いからもハロースペースは大切な空間である。

現在、地区公民館を中心にハロースペースとして開設しているが、条件整備をしながら徐々に輪を広げていきたい。

青少年の健全育成

問 青少年のしつけと非行防止策は。

答 大人が変われば子どもが変わるといことが基本であり、利潤や利便性の追求、自分だけ良ければといった考え方にとらわれないことが大切である。

市としては、幼・保・小・中・高の育ちを考えたロングスパン教育の実施、学校・家庭・地域が一体となって子育てや安全確保面からの連携強化、授業のあり方に工夫改善

を加え、豊かな心や確かな学力を身に付けさせることにより、真なるものや善なるものを選択できるようにするなど、「フロム0歳プラン」を推進しているところであるが、家庭や学校がその領域の役割を果たすとともに、子どもたちの視点で、地域社会での声かけや関わりを強化したいと考えている。

問 県青少年健全育成条例の改正内容は。

答 今回の改正では、親の責任や大人、事業者の責務の明確化と規則・罰則が強化され、非常に厳しい改正内容となっている。

市の対応としては、青少年育成市民会議など、関係のある団体等の会合や会議の折にパンフレットを配布し、理解と協力が得られるよう進めるとともに、新しい条例に沿った活動を強力に実施していく中で、市民の方々にも周知徹底を図り、青少年が健全に育つまちづくりを積極的に取り組んでいきたい。

食育の推進

問 本市の食育の推進状況は。

答 学習指導要領に基づき、毎年教育課程として、家庭科、保健体育、特別活動等で、全市小中学校とも進めている。

また、学校保健会でも、食育を全市の課題として、平成12年度から3年間全校で研究し合い、特に、学校給食センターの栄養職員は、各学校の学級担任や教科担任等と連携をしながら児童生徒に食の教育指導を行っている。

問 食育推進に対する所見は。

答 現在行っている食育指導を充実し推進するとともに、食育基本法で規定している「食育に関する基本理念」の実施のための、国・県が策定する食育推進基本計画等を基本とした本市の計画を策定し、総合的に推進していきたい。



問 栄養教諭を導入する考えは。

答 栄養教諭は学校給食を教材とした食に関する指導と学校給食の栄養管理や衛生管理等を行い、家庭科や保健体育教諭を支援し、子どもの栄養指導に当たることを職務としている。

現在、岐阜県では、まだ任用されていないが、栄養職員が食育指導をしやすくなる制度であるため、県での制度導入を要望していきたい。

給食センター

問 建設手法についての検討結果は。

答 建設には、PFIという新しい手法を検討してきたが、この調査結果では、初期投資費用が、公設の場合と比較してPFIで整備する場合では、約2億円の経費削減効果が見込める結果となったが、建設後の起債償還額などを合計すると、PFIの借入れ金利が高いことが影響し、建設に要する16年間の一般財源総額は大差が無くなっていくことが判明した。

この事業費の算定に当たっ

ては、設計をまだ実施していないことから、類似施設の全国平均値を用いて算定したため、今後設計を実施した場合には変更が生じる可能性があると考えている。

学校給食センターの整備手法については、議会への説明に加え、学校、保護者などへも説明をし、公設公営、公設民営等、いろいろな意見をいただいたところであるが、これらの意見等を参考にしながら、整備方法について慎重に検討をし、結論を出していきたい。

本・読書による子どもの育成

問 ブックスタート(※注1)事業の開始は。

答 平成13年頃からブックスタートをはじめる自治体が出てきたため、図書館協議会などで検討していただいたが、絵本をプレゼントする経費で貸出用の絵本をより多く購入し、沢山の子ども達に読んでもらった方が効果的という結論となり、その代わり、検診時等の「読み聞かせ事業」を

することとなった。

読み聞かせは、平成14年9月から実施しているが、事業以前の、平成13年度と現在の児童書貸し出し状況を比較すると、33、454冊の増で、約42%の伸びとなっており、現在も児童書の貸し出しは、毎年着実に伸びている。

今後とも絵本の読み聞かせを行う「赤ちゃん絵本事業」を継続していくため、ブックスタート事業は、今のところ考えていない。

(※注1) 乳児とその保護者が絵本を通じて心の触れ合いを深めることを目的とする子育て支援運動。1歳前後の乳児とその保護者すべてに、0歳児健診などの機会に自治体が絵本やアドバイス集などを手渡す。

問 総合福祉会館内にあるサンルームに図書館の分室を設置する考えは。

答 近くの東図書館児童書コーナーに、親子で気軽に読みたい部屋が併設してあるため、分館の設置は考えていないが、利用者が多いことや、最近、本の更新がないことから、図書館の児童書を定期的に交換するなどといった方法を検討していきたい。

問 図書館のホームページを子どもにも利用しやすいように更新する考えは。

答 次期更新時に現在のホームページを見直す中で検討していきたい。

問 学校図書館司書を全学校に配置する考えは。

答 現在は、学校図書館司書を3名配置し、計画的に市内全小中学校を巡回・指導する体制をとっているが、将来は、「読書サポーター」を配置したり、学校図書館司書の増員も検討していきたい。

保育事業の充実

問 保育士・学童指導員確保の現状と見通しは。

答 保育士・学童指導員の確保には大変苦労しており、特に、途中入園・入室があると増員しなければならぬが、現在は臨時採用希望者に事前登録していたく臨時登録制度を設けており、その中から補充したり職員で探したりして対応している。

しかし、資格があれば誰でもいいというわけにはいかないことや、若い方も含めて、時間帯や働き方がパート希望や時間制限をされてくる傾向があり、延長保育など夕方の時間などに制約されると、賃金を引き上げてもなかなか集まらないのが現状であるが、今後も臨時登録制度を広報に掲載するなどして、確保を図っていききたい。

問 嘱託保育士の待遇面格差の是正は。

答 近隣の他市の状況を参考にしながら賃金月額を算定しているが、今後も労働状況などを勘案し、検討していきたい。



子どもと一緒に読書を楽しみましょう

問 旧シユロスに開設予定の子育て支援センターの運営方法は。

答 基本的には総合福祉会館の子育てサロンのように、気軽に集まり、子育ての仲間づくりや相談ができ、遊びの支援や子育て講座などを実施するなど、できる限り市民ニーズに対応できる、内容のある支援が出来るよう考えていきたい。

運営については、本市の子育て支援センターの拠点として、子育て発信や情報提供を行っていく予定であるが、各種事業の適切な管理や、運営の安定性、経済性を視点として、委託していくことも今後の研究課題としたい。

少子化対策

問 児童手当の引上げは。

答 市単独での引上げは考えていないが、平成18年度から支給対象を小学生3年生から小学生6年生に引き上げることと与党が合意したと報じられていることから、今後国からの通知を待ち、対応していきたい。

問 結婚相談所の利用状況は。

答 毎週土曜日に社会福祉協議会において実施していたが、16年度実績では、開催日数が50日間、取扱件数373件となっており、この内、お見合いされたのが22件、結婚されたのが1件という状況である。

問 少子化問題への対応策は。

答 昨年度、今後の市の少子化対策の指針として、市の次世代育成支援行動計画を策定し、計画の推進については、市・家庭・地域住民・企業の役割を明記しているが、今後は、議会に設置された少子化対策特別委員会等の意見も聞きながら、この計画を基本として、少子化対策に取り組んでいきたい。

予防接種

問 小児のインフルエンザ予防接種に対しても高齢者並みの補助をすることはできないか。

答 小児のインフルエンザ予防接種については、厚生労働省が調査研究を続けてきたが、これまでに得られたデータでは、有効性に限界があるとして、「現段階で予防接種法の対象疾

病とするのは、未だ適当でない」とする見解が示されている。

このため、重症化予防の観点から、定期予防接種の対象者となっている高齢者の予防接種助成制度のような補助制度の創設を現在では検討していないが、国においては引き続き有効性の評価を行い、より効果が高く安全なワクチンの開発を進めるとのことであるため、その成果に期待し、今後の課題としていきたい。



乳幼児医療費

問 乳幼児医療費助成を小学校6年生までに拡充する考えは。

答 「安心して快適な暮らしができる美濃加茂」を市政運営の3本の柱の一つと掲げ、健康対策、障がい者、高齢者、乳幼児対策などの施策の推進を図らなければならないと考えており、その中でも、乳幼児対

策は子育て支援対策の重要な施策の一つとして認識している。

乳幼児医療費助成の拡大は子育てを行う上で大きな支援になると考えており、平成18年度中に拡充するよう予算を編成していきたい。

乳児健診

問 4ヶ月児を対象とした乳児健診から一歳半健診までの間にもう一回健診を実施する考えは。

答 乳児健診以後、6〜7ヶ月児を持つ保護者で希望する方を対象に、育児相談の機会を設け、身体計測や保健・栄養指導と個別相談などを行っており、その他に、月一回の乳幼児相談や電話による相談にも応じている。

また、希望される場合には保健師などが家庭訪問も行っており、現在のところ健診回数を増やすことは考えていない。

問 健診時における駐車場の混雑や健診の待ち時間の解消対策は。

答 混雑時には職員が駐車場整理に出るなどしているが、他の健診時も含め、必要台数

分確保するためには抜本的な対策が必要と考えている。

受診時間については、健診回数を平成17年度から18回に増やすことで、一回あたりの受診者数を減らし、所要時間の短縮を図っている。

また集団での保健・栄養指導などは、小グループ単位で各コーナーを効率的に回っていただけのように努めており、兄弟を伴つての場合には、保育士が託児するなどして保護者に負担をかけず、スムーズに受診いただけるよう図っている。

問 聴覚障がい早期発見の方策は。

答 現在、木沢記念病院では、出生後入院中に小児科で簡易検査を実施され、より詳しい検査が必要な場合は、保護者の同意を得て、耳鼻科で再検査を受けていただいております。他の医療機関で出生された新生児でも、希望される場合には受診に応じていただけることである。

市としては、保健師が行う新生児訪問の際の発達相談や、乳幼児健診の際の医師や保健師による発達チェックの中で、必要な場合には聴覚検査をご案内しているが、その際に聴

覚検査機関として木沢記念病院も可能であることをお知らせしていききたい。

発達障がい者 支援施策

問 県における体制整備は。

答 県においては医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の緊密な連携を確保するため、昨年度より内部で検討会議を開催して、支援体制の整備を進めておられるが、広範囲にわたる発達障がいのある人の支援ニーズやサービスマodelについては明らかになっていないのが現状である。

このため、どのような人にもどのような支援が必要なのかを検証するため、障がい児施設等において、発達障がいのある人に対する専門的な発達支援や相談支援等を行うため、平成18年1月に岐阜市にある肢体不自由児施設、県立希望ヶ丘学園内に「発達障害者支援センター」を開設する予定と聞いている。

問 乳幼児健診の充実は。また、保育士や保健師の育成と現状は。

答 健康課では1歳半健診、或

いは3歳児健診において発達障がい児の早期発見にも十分配慮して検診を実施しているが、健診時に発達障がいの傾向が見られる場合には、家庭訪問等色々な機会を捉え、親との信頼関係を築き、その後の状況を見ながら適切な対応に努めている。

3歳児健診以後の受診については、ほとんどの子どもが保育園や幼稚園に通園されているため、そこで内科検診などを実施しているが、これらの健診に携わる保育士や保健師に、発達障がいに係る研修などを受講させ、より専門性を高めるよう努めている。

問 地域支援体制の構築は。

答 小学校入学前には教育委員会において、各校下ごとに就学時健診を行っているが、これらの健診に係わる各担当部局との緊密な連携を確保するとともに、発達障害者支援センターをはじめとする各関係機関ともネットワークを構築して、発達障がいの症状の発現後、できるだけ早期に適切な発達支援が行われるよう、必要な支援体制の整備を図っていききたい。

問 学校における体制整備は。

答 子ども一人ひとりの実態を把握し、そのための指導の

在り方を明らかにした「個別支援計画」を作成しており、見直しも図っている。障がい児への指導を全校で体系化するとともに、教職員の適切な指導のために、各校には、県の研修を受け学校における指導の核となる「特別支援コーディネーター」を位置づけている。

医療制度改革

問 医療制度改革大綱に対する所見は。

答 今回新たに創設される後期高齢者医療制度の財源の考え方や、保険者支援制度等の国保財政基盤強化策などにおいて、十分とは思われないところもあるが、都道府県単位を軸とする保険者の再編、統合を進め、保険財政の基盤の安定を図り、公的医療保険制度の一本化を目指すとしている点などは、地方の考え方がある程度反映されているものと考えている。

また、糖尿病、高血圧症、高脂血症といった生活習慣病の予防を重視した保健医療体系へと転換を図っていくことについては、重要であると考えている。



問 国民健康保険会計への影響は。

答 根拠となる毎年の医療費は流動的であるため、仮に平成17年度決算見込みベースで試算すると、今回の負担割合が全て引上げられたとした場合には、療養給付費及び老人保健会計への拠出金をあわせると、3,700万円程度減る見込みである。

また、療養病床入院の70歳以上の高齢者の食費、居住費の負担の見直しについては、市内における療養型病床、利用者とも少なく、影響はわずかと見込まれる。さらに、出産育児一時金が35万円に引上げられた場合、平成18年度の見込み件数を127件とすると、635万円の増が見込まれる。

問 医療費抑制についての見解は。

答 伸び続ける医療費を抑制するためには、糖尿病等の患者、予備軍の減少に努めることが最も効果的な対策の一つと考えており、大綱でも生活習慣病の予防についての保険者の役割を明確化し、被保険者、被扶養者に対する効果的、効率的な健診、保健指導を義務づけるとしているが、その実施等についての具体的な内容については何も示していない。

現在、健康課で行っている基本健康診査との関係がどの様になるか不明な点もあるため、当面は基本健康診査の中で検査項目の充実を図って行きたい。

介護保険

問 介護認定者の「障害者控除認定書」の発行状況は。

答 この制度は、平成14年11月に指針が示され平成15年の申告から、所得税や市・県民税の申告案内時期にあわせて広報に掲載し周知を図っており、平成16年分の認定証の発行件数は29件であった。

問 保険料改定の見通しは。また、基金を取り崩して保険料を抑える考えは。

答 現在第3期事業計画を介護保険事業計画策定委員会に諮問しているところであり、今までに2回開催され、課題の抽出、分析、対応等について協議を行っているところである。

問 介護保険料については、介護保険給付費の総額により決定されるため、現在、給付費の算定を行っている段階であるが、ある程度の引上げはやむを得ないと考えている。

答 介護給付費準備基金の活用については、平成17年度決算後に見込まれる1億円程度の基金を全額取り崩しても一人1ヶ月300円程度の保険料の引き下げにしかならず、仮に、今回保険料を低く抑え赤字が出ると、後年度で赤字分の補填をすることになる。

問 策定委員会としては、今後の給付費の動向も不確定な部分もあることから、全てを取り崩さない方が良いとの意見であり、ご理解をいただきたい。

問 低所得者の負担軽減措置の活用状況は。

答 対象者378名全員に「介護保険負担限度額認定申請

書」を発送し、378名全員の方から申請を受け「負担限度額認定証」の交付を行った。

問 また、保険料の段階区分の所得者に配慮しつつ応能負担による段階設定を考えているが、介護保険事業策定委員会と協議をいただいているため、その答申を受けて決定していきたい。

問 デイサービスへの食事補助を行う考えは。

答 食費は、日常生活のなかで常に必要な費用であるため、現時点では補助することは考えていない。

問 地域密着型サービスの提供場所として、中心市街地に施設を整備する考えは。

答 このサービスは、要介護者の方々を住み慣れた地域で支える目的をもっており、施設に頼るのではなく、在宅重視で高齢者をささえていく趣旨によるもので、現在、当市においては、既存の通所系サービスの利用を含めた地域密着型のサービスをどう配置していくか、事業計画策定委員会と協議しているところである。

問 通いを中心とし、泊りもできるような小規模多機能型居宅介護サービスが今後必要とも

考えられるが、計画に盛り込まれ、整備することになった場合には、中心市街地への整備も十分考えて対応していきたい。

問 第三期事業計画策定の動きは。

答 これまで2回の策定委員会を開催したところであるが、今後、市として対応していかなければならぬ課題として、国が示す介護予防をどう展開していくか、その事業を総合的にパッケージ支援センターのあり方や全体的に給付が増える傾向にある中で保険料の設定をどうするかなどがあり、低所得者の対策を考慮しながら計画づくりの考え方をまとめているところである。

問 事業計画策定に伴う意見聴取については、保健福祉、医療、福祉関係団体、高齢者団体代表の中から14名を選出させていただき、幅広い見地から意見をいただいている。

答 また、国が示す参酌標準（※注2）の考え方については、軽度の人を単に施設から追い出すというのではなく、真に在宅で支えきれない人を施設で支え、基本的には在宅で支えようとするものであり、そのため、地域密着型の創設等の施設

整備を行い、10年後の平成26年度を見据えた長期目標が参酌標準として示されている。

問 当市としては、この長期目標を視野に入れながら、国の施策に沿った低所得者対策と合わせ、市独自のサービス利用料の軽減制度をできるだけ継続させる方向で検討していきたい。

（※注2）市町村が介護保険サービスの利用量を見込むに当たって、参考にすることとされているサービスの標準値。

商業振興

問 中心市街地活性化の具体的な推進策は。

答 市街地の整備改善と商業等の活性化のための事業を盛り込んだ中心市街地活性化基本計画をもとに、中山道町並みの整備や空き店舗対策などを進め、この区域に点在する資源を結び、人々が回遊、交流できる「人が賑わうまち、買い物に便利なまちづくり」を目指していきたい。

問 また、活性化の基礎条件である、定住人口の増大を図る快適な住環境や、これらを支

える商業機能の整備などについて意見をいただきたいながら、この計画の再点検と見直しを図っていきたい。



人が賑わい買物に便利な街づくりを

問 新たな工業団地の整備計画は。また、工場誘致の現状は。

答 工業の振興は地域の活性化や雇用の安定などその影響は極めて大きく、中部台地や既設の工業系用途地域指定への企業誘致を積極的に働きかけると共に、新たな工業団地については、現在進めている第2次美濃加茂都市計画マスタープランの中で検討していきたい。

ニート対策

問 ニートと呼ばれる若者に

対する、家庭、学校、社会の対応は。

答 豊かになり過ぎた結果、日本の子どもたちが労働を嫌ったり、労働力を外国に求める企業論理で若者が職場を見いだせないことや、子どもに夢が持てない社会、耐性の欠如などがニート問題の要因となっていると言われている。

学校では、進路指導の充実を図るべく、子どもたちが自分の個性を生かして働くこと

の意義を身につけ、社会に貢献しながら自分の人生を切り開いていく自立した社会人、職業人となる能力や態度を身につける職業教育が必要と考えている。

中学校では、職場体験を実践するキャリア教育を実施し、社会人、職業人としての生き方をすべての教育活動で指導し、主体的な人間を育成しなければならぬと考えている。ニートを持つ家庭の相談については、各種相談窓口があり、その利用をお願いしたい。

環境整備と自然保護

問 新太田橋北詰交差点の花壇

の管理方法を改善する考えは。

答 平成元年に設置し、以後、年3回の花の植え替えと散水管理を委託し維持をしてきたところであるが、設置にあたっては、「美濃加茂市花の都ぎふ推進協議会」でご協議いただいた経緯もあるため、管理方法の改善や設置場所の変更については、活動を引き継いだ「美濃加茂市まちを美しくする運動推進会議」において協議していきたい。

問 天然記念物の保護策は。また、森山浄水場改築工事用の遺跡の発掘状況と看板を設置する考えは。

答 市内には貴重な天然記念物、遺跡、文化財が数多く存在しており、日頃はその保護活動を進めているところである。特に川浦川には、天然記念物ネコギギに代表されるように、多くの貴重な生き物が生息しており、平成11年には、市民向け小冊子の「川浦川の生き物たち」を発刊したり、文化の森でもその生態を紹介するなど、その保護に理解いただけるような活動を行っているが、今後も地域の方と連携をとりながら、自然環境の保護に努めていきたい。

また、森山浄水場改築工事用地の発掘については、事前に分布調査を行った結果、遺跡である可能性が高いと判断し、工事着工に先立つわずかな期間を使って発掘調査を実施したが、調査の結果については、整理でき次第報告書等を作成し、看板の設置については、遺跡の重要性を検証し、検討していきたい。



天然記念物のネコギギ

農業振興

問 市長の農業に対する政治姿勢は。

答 担い手対策の推進、地産地消の奨励、地域特産品の育成の3点を農業振興策として上げているが、まず第一に、すべて

の部門にわたり人材の育成、担い手対策の推進が必要と認識し、今後も支援を考えていく。

また、地産地消の推進については、本市はすでに直売施設での販売も軌道に乗っているが、フードマイレージ(※注3)の点からも地球温暖化防止に貢献するため、新鮮で生産者の顔の見える安心安全農産物の生産振興を図っていきたい。

また、市内には、千年の歴史を誇る堂上蜂屋柿や山之上の富有柿、梨などの特産品もあるため、加工による付加価値の向上なども視野に入れて、さらにブランド化を推進していく。

また、農地保全対策については、遊休農地対策や中山間地の農地保全を実施しているが、19年からの農地・水・環境の保全対策も検討していきたい。

(※注3) 食料輸送における環境負荷の指標。輸送距離と輸送量の面から捉えた食料供給の実態と食料輸送が環境に与える負荷の度合いを表す。

問 高齢化が進む農業に対する所見は。また、専業農家の育成策は。

答 本市の農家の経営面積の平均は、約60アールほどで、今までは、農家個々が、ある程度の機械施設を導入し、採

算性を考えない個人完結型の農業がほとんどであったが、農業も経済活動であり、今後は、それぞれの地域、集落で経済性、効率性を考えた地域農業の検討も必要になってきた。

農協においても、最近の状況に鑑み、農家からの農地の借地による農業経営や、各種農作業の受託を行う農業生産法人を設立されたところであるが、市としては、今後も認定農業者や集落営農の育成、支援を図っていかなければならないと考えており、19年から始まる地域共同体にも支援を行い、農業環境の保全を図る資源・環境対策を研究していきたい。

問 農業を守る取り組みは。

答 市は今まで、担い手に対する事業、全農家を対象にする事業、農地などの保全を支援する事業などを実施してきたが、今後も、それぞれの事業の重要性や効果などを見極めながら実施していきたいと考えている。

また、地産地消対策としては、特産品なども含めた形で消費者などの意見も取り入れた協議の場が必要と認識しており、今後、農協とよく協議していきたいと考えている。

問 品目横断的経営安定対策の対象者と対象作物は。また、農家への説明は。

答 現在の米政策の担い手安定対策と同様に、個人4ヘクタール以上経営する認定農業者が対象となり、対象作物は、稲、麦、大豆、てん菜、でんぷん用馬鈴薯となっている。

また、中山間地や面積の小さい集落などの条件不利地や生産調整面積の過半を受託する組織などに対しては、特例が設けられることになっているが、その詳細については、今後策定されることになっている。

農家への説明については、農業委員会、市内の農作業の受託者、説明依頼のあった農事改良組合などで実施するとともに、農業委員会だよりなどで啓蒙に努めているが、今後、農協と連携をとり、米政策の改革の説明と併せて、農事改良組合長会や農協の座談会などで説明していきたい。

問 農業経営基盤の強化促進に関する基本的構想で決められている所得水準を下げる考えは。

答 下方修正で見直しを行う予定であるが、その額については、十分検討したい。

問 11月に設立された農業生産法人、有限会社アグリアシストみのかもへの支援は。

答 市内を中心として、認定農業者や集落営農の無い地域を対象に農地を借地され、農業経営や農作業の受託が行われるため、市としては農地保全が一層図られると期待しているが、多くの山間部の狭小な土地や湿田などの条件の悪い農地を引き受ける可能性もあり、経営試算はなかなか厳しいと伺っている。

今後の支援については、現在まで農協に対して育苗センターやカントリーエレベーター、無人ヘリなどに支援をしてきているが、今後も、受益者、対象地域などを検討しながら、支援していきたい。

問 食料主権の考え方に対する所感は。

答 わが国は、世界的に見ても国民一人当たりの農地面積が、少なく、大豆や家畜の飼料については外国に多くを依存しているところである。

世界がグローバル化する中で、現在WTOにおいては、農作物に対する関税、各国の生産奨励補助金などの農業問題についても調整作業が進め

られていると聞いているが、食糧生産に必要な農地は、国民の食糧生産のみならず、国土保全の機能もあり、農地や生産者を守ることは、国土や国民を守ることにつながり重要なことと考えている。



問 市道法面への除草剤使用を規制する考えは。

答 除草剤を使用すると根まで枯らしてしまい、その影響で舗装まで壊す結果となってしまう他、必要以上に使用すると環境にも悪い影響を与え、現状といわれているため、現状どおり土地所有者に草刈りでご協力いただきたい。

問 優良農地の開発を規制する考えは。

答 本市は、全て、都市計画区域に指定されており、大別すると、用途地域と白地地域があり、白地地域の農地は、農業振興地域の農用地と位置づけられている。白地地域の幹線道路沿いには、商業施設などの土地利用が高まっており、駅北地区は、農村活性化土地利用構想(商業団地)の認定により農地転用の規制が緩和された地区である。

開発については、農振除外、農地転用をはじめ、都市計画法による開発指導や、市の開発指導要綱と農業サイドとの連携を図りながら指導を行っている。

農協改革

問 市の農協改革に対する所感は。

答 農業が大きな変革期を迎えた今、農家の相互扶助を目的とする協同組織である農協の事業部門ごとの分割や部門間の補填の禁止が検討されているようであるが、農協には、経済効率だけで考えられない営農指導部門もあり、農業と組合員が守られるよう、今後

の十分な議論を期待し、推移を見守っていきたい。

問 組織分割による独立採算制採用などの検討状況は。

答 銀行などは他業が禁止されているのに対し、農協は兼業ができるのは不公平とする規制改革会議に対して、部門間補填が禁止された場合、基盤の弱い経済事業や営農指導部門は、誰が担うのかといった問題や部門別損益計算書は、総会に報告して、組合員の理解を得ているとする農林水産省の考えの溝は埋まっていないのが現状である。

家族経営の農家を構成員とする農協は、農家の生産と生産に関する重要な組織であるとともに、農村地域の重要な組織であるが、今後、コメ政策などが農業者と農業者団体が主役となる事業へ移行する中で、農協の役割はますます重要になってくると考えている。

地震対策

問 本市の耐震構造の検査体制は。

答 一連の報道に関係する市内の施設は、建築確認を審査

する指定資格検定機関が、工作物の確認審査をした1件があるが問題はないと聞いている。

建築確認申請の手続きについては、県、25万人以上の都市に特定行政庁が置かれ、確認業務が行われてきたが、平成10年に建築基準法が改正され、指定資格検定機関制度(民間確認機関)ができた。市は、県に提出される確認申請書を受付し、道路や排水先などを審査したのちに、県へ送達し、民間確認機関に提出される確認申請書は、あらかじめ市の公共施設(道路、上下水道、排水、河川など)の調査をして書類が作成され、直接、民間確認機関へ提出される。

平成16年度市内の建築確認件数は、458件であり、その内、389件(87%)が民間確認機関の審査したものである。

問 新耐震基準を満たさない木造建築の棟数は。

答 未対策の建物は、市内の木造住宅14,716棟のうち、新耐震基準以前(昭和56年5月)の木造住宅は、一部併用住宅を含め5,116棟である。

新基準を満たさない住宅は、地盤、建物の形状や重さにも

よるが、震度6強で倒壊すると予測されている。

問 耐震診断助成制度や耐震化工事助成制度の周知・助成の実績は。

答 診断助成制度については、平成14年度から16年度までで20件、今年度11月までで7件となっており、耐震化工事助成制度については、平成16年度1件、今年度2件となっている。

両制度の周知については、市報によるお知らせ、健康・福祉すこやかフェスティバル、産業祭の会場で、建築士事務所協会の専門家による診断相談会、また、住宅団地を対象に回覧によるお知らせ等を行っている。

問 耐震診断、補強工事が進まない原因は。また、地震についての広報の実施状況は。

答 大きな地震を体験していない、住んでいる建物の強度が専門的なことなのでわからないなどが原因と推察される。

また、地震についての広報は、総合防災訓練、地域での防災訓練などの地震体験車による実体験、インターネットによる市のホームページからのお知らせ、出前講座の開催、防災ガイドのパンフレットの配布などで実施している。

問 耐震診断・耐震工事の促進策は。

答 現行の助成制度の中で対応していくが、今後も、広報みのかもによるお知らせ、専門家による診断相談会の開催、新耐震以前の建物が多くある住宅団地への回覧などを行い啓発に努めていく。

都市基盤整備

問 道路網の整備促進は。

答 国道41号美濃加茂バイパスは、川辺町石神までの区間の用地買収もほぼ終了し、平成17年度から本格的に工事に着手され、平成20年には、暫定2車線で開通する計画と聞いている。

国道248号バイパスは、平成17年3月に県道富加坂祝線まで開通し、引き続き坂祝地内から加茂野町稲辺地区に向けて工事中である。

国道21号については、新太田橋4車線化の調査設計、418号では、市の要望した歩道整備や道路拡幅などを中心に努力すると聞いている。

県道は、平成16年に宝泉坊トンネルが開通するなど整備さ

れてきた部分もあるが、今後は工事箇所を厳選し、予算を確保していきたいと聞いている。

また、市道整備については、幹線道路である西畑正理線、神明森山線の推進を図り、生活関連道路についてもコスト削減を図るなどし、数多くいただいている自治会要望に一路線でも多く応えていきたい。



工事が進む国道41号バイパス

また、工事用道路や資材運搬道路などの条件整備ができ次第、ダム本体の着工と伺っており、これからも、東海3県にまたがる新丸山ダム建設促進期成同盟会をとおして、引き続き事業促進を強く要望し、早期完成をめざしていきたい。

問 土地利用(開発)の規制状況は。

答 本市はすべて都市計画区域に指定されており、開発については、農振除外、農地転用を初め、都市計画法による開発指導、市の開発指導要綱及び農業サイドとの連携を図りながら指導を行っている。

問 神明森山線の歩道の整備計画は。

答 国道248号バイパスから西畑正理線までの区間については、交通量や学生の通学も多く、沿線両側には家屋も連立しており、高齢者等交通弱者の安全対策などからも、両側に歩道を設ける必要があると考えている。

なお、農協がある交差点から東の国道41号方面については、都市計画法道路の見直しをして街路計画の廃止をしているため、現道を利用していききたいと考えている。

問 新丸山ダム建設事業の整備状況は。

答 この事業は、平成14年度までの計画が、平成28年度まで計画変更され、現在、国道418号線付け替え工事で、新旅足橋の建設中である。

問 森山町3丁目交差点の改良を行う考えは。

答 以前から要望があり、市として国や県に要望をしてきたところであるが、今年度、岐阜国道工事事務所と可茂建設事務所において改良計画についての協議がなされ、国においては交差点部の設計を来年度に実施したいとのことである。

また、県道野上古井線の左折車線設置については、平成19年度を目的に事業化していきたいと聞いており、今後は、関係者のご理解をいただきながら、引き続き国や県に対して要望していく。

文化会館

問 弁当・書籍等の販売を行う考えは。

答 自主事業の際、もしくは貸館としてご利用いただく際に、手続きの上、ホールに入る前のホワイエにおいて、演奏会の出演者のCDや書籍などの物の販売が既に行われており、その他のものの販売についても、市の規定にもとづいて申請し、許可されれば、可能である。

可決された意見書

少人数学級の実現及び 義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書

今日の子どもを取り巻く環境は、不登校、学級崩壊、あるいは、子どもたちが加害者や被害者となる事件が発生する等、子どもと教育に関しては、引き続き大きな課題がある。

しかしながら、学校現場においては、平成14年度からの新学習指導要領の全面実施に伴い、新教育課程による実践や総合的な学習時間への対応等のため、教職員は多忙を極め、十分に子どもたちと接する時間が持てない現状にある。

一方、全国では、各都道府県独自の取り組みで、少人数学級が次々と実現しているが、これは、ただ単に学級定員を減らすというだけではなく、それに見合う様々な教育的な工夫の幅を拡大することができると言われている。

当初、中央教育審議会義務教育特別部会においては、少人数学級推進を求める意見が多数であったにもかかわらず、本年8月に提出された文部科学省の中間報告では、財政的な面等から少人数学級制への移行を見送り、また、義務教育費国庫負担制度は、補助負担率削減の方向で検討が進んでいる。

よって、美濃加茂市議会は、すべての子どもたちに豊かな教育を保障するために、義務教育費の国庫負担制度を堅持し、国の責任において、少人数学級実現に向けた諸施策を講じられるよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年12月20日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣

市議会の会議録がインターネットで検索(閲覧)できるようになりました。

美濃加茂市役所ホームページ → 課別(議会事務局) → 会議録検索 をご覧ください。
<http://www.city.minokamo.gifu.jp/>



議会を傍聴してみませんか?

詳細は、議会事務局までお問い合わせください。 ☎ 25-2111 (内線 281)

次の定例会は、

3月6日 から開会予定です。

(一般質問は、14日、15日です。)